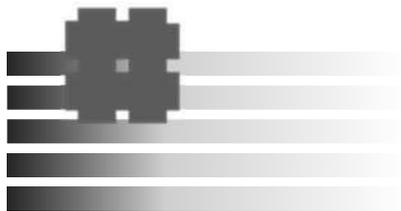


共同生活援助に関する 利用者負担額等の受領について

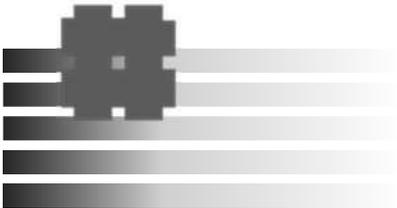


《共同生活援助に関する 利用者負担額等の受領について①》

◆ 事業者が、利用者から受けることができる費用は次のとおりです。

【便宜に要する費用】

サービス	費用の内容
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none">○ 食材料費○ 家賃○ 光熱水費○ 日用品費○ 日常生活においても通常必要となる費用であって、 利用者に負担させることが適当と認められるもの<ul style="list-style-type: none">・ 身の回り品として日常生活に必要なもの・ 教養娯楽等として日常生活に必要なもの (⇒ いずれも利用者の希望による)



《共同生活援助に関する 利用者負担額等の受領について②》

◆ 留意事項 ①

《参考》

「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」
(平成18年12月6日 障発第1206002号)

ア 利用者から支払を受けた場合は、必ず領収証を交付してください。

イ サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に内容及び費用について説明を行い、同意を得てください。

ウ 徴収した額は適切に管理してください。

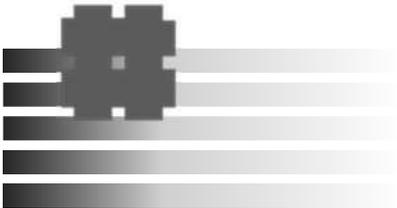
また、あらかじめ徴収した額に残額が生じた場合は、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の費用として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があります。

《共同生活援助に関する 利用者負担額等の受領について③》

◆ 留意事項 ②

【利用者負担額等の受領に関するNG例（一例）】

- ✓ 曖昧な名目による費用の受領を行っている。
(例: お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金など)
- ✓ 利用者から徴収する費用について、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費等の内訳が不明確。
- ✓ 空き部屋の家賃を利用者に負担させるなど、運営規程に定められた金額と異なる金額を徴収している。
- ✓ 「その他の日用品費(身の回り品や教養娯楽費)」について、利用者の希望を確認せず、すべての利用者に画一的に徴収している。

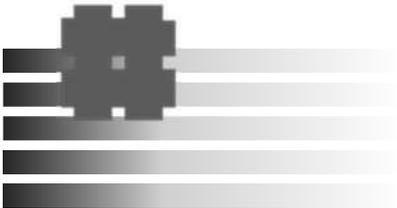


《共同生活援助に関する 利用者負担額等の受領について④》

【預り金の出納管理に係る費用 ①】

⇒ 《要件》

- 責任者及び補助者が選任され、印鑑と通帳が別に管理されている。
- 適切な管理が行われていることの確認が、複数により常に行える体制で出納事務が行われること。
- 利用者と保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳などの必要な書類を備えており、適正な出納管理が行われること。

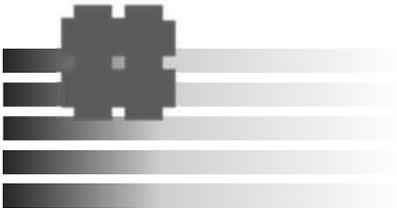


《共同生活援助に関する 利用者負担額等の受領について⑤》

【預り金の出納管理に係る費用 ②】

⇒ 《注意点》

- 出納管理に係る費用を利用者から徴取する場合は、積算根拠を明確にし、適切な額を定めてください。
- 取扱いに関する内部規程を整備してください。
- 預り金の収支残高等について、定期的に利用者(必要に応じて家族等)に報告してください。



《共同生活援助に関する 利用者負担額等の受領について⑥》

【厚生労働省の事務連絡について】

「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」
(令和5年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 事務連絡)

⇒ 岐阜市からも、令和5年10月26日(岐阜市福障第622号)を通知

※ 事務連絡の主な内容を抜粋



食材料費のほか、光熱水費や日用品費についても、準じた対応が必要。

《共同生活援助に関する 利用者負担額等の受領について⑦》

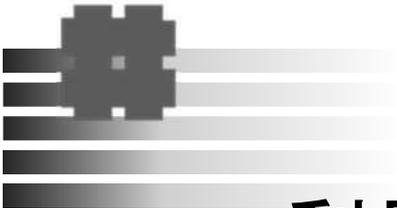
「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」
(令和5年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 事務連絡)

《事務連絡の主な内容》

- ・あらかじめ、サービス(食事等)の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- ・運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めること。
- ・利用者から徴収した食材料費を利用者の食事のために適切に支出せず、残額を他の費目に流用することや、事業者の収益にすることは指定基準違反。



不適切な徴収については、「経済的虐待」に該当する可能性も



《共同生活援助に関する 利用者負担額等の受領について⑧》

「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」
(令和5年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 事務連絡)

《事務連絡より》

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、
結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、
精算して利用者に残額を返還することや、
当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、
適正に取り扱う必要があること。